

第5章 実施計画書に係る意見の概要及び事業者見解

5.1 市民意見の概要及び事業者見解

環境影響評価実施計画書についての市民から提出された意見及びそれに対する事業者の見解は、市民から提出された意見がなかったため、事業者見解はありません。

5.2 市長意見及び事業者見解

環境影響評価実施計画書に対する市長意見とそれに対する事業者見解は以下のとおりである。

5.2.1 全体的事項

全体的事項についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 5-2-1 に示すとおりである。

表 5-2-1 市長意見と事業者見解【全体的事項】

市長意見	事業者見解
<p>既存の最終処分場は、平成 11 年 11 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置の許可を受け、平成 14 年 7 月から産業廃棄物の埋立処分を行っているが、整備規模及び着工時期の関係から、これまで条例等に基づく環境影響評価を実施していない。</p> <p>今回の事業は、既存の最終処分場を増設するものであることから、これまで法令等に基づき、あるいは自主的に行ってきた環境調査等のデータを用いて、既存の最終処分場の整備及び供用により周辺の環境がどのように変化したかを把握し、その結果を今回行う増設事業に係る予測、評価及び環境保全措置に反映させること。</p>	<p>自主的に行ってきた環境調査等のデータを今回の環境影響評価に係る予測、評価及び環境保全措置に反映させています。</p>
<p>事業予定地では、隣接して他社の最終処分場が供用されていることから、その事業との複合的な影響についても可能な範囲で予測、評価すること。</p>	<p>可能な範囲で複合的な予測、評価を行いました。</p>
<p>準備書の作成に当たっては、用語の統一を図るとともに、平易な表現を用いて、市民等にわかりやすいものとする。</p>	<p>用語の統一を図るとともに、平易な表現を用いて、市民等にわかりやすいものにしました。</p>
<p>廃棄物の搬入実績や水質の検査結果など事業に関する情報を自ら積極的に公表すること。また、地域住民等からの疑問や意見に対しては、事業に係る全ての局面において、責任を持って誠実に対応すること。</p>	<p>責任を持って誠実に対応します。</p>

5.2.2 事業計画に関する事項

事業計画に関する事項についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 5-2-2、表 5-2-3 に示すとおりである。

(1) 搬入管理の強化

表 5-2-2 市長意見と事業者見解【事業計画に関する事項】

市長意見	事業者見解
<p>既存の最終処分場の浸透水から、過去に有機塩素系化合物が検出されているため、安定型処分場で処分できない産業廃棄物が、付着、混入等により処分場内に持ち込まれることのないよう搬入管理の強化について検討し、具体的な搬入管理体制について準備書に記載すること。</p>	<p>年 4 回の水質調査結果 (P7-65, 図 7-6-2 参照) では、有機塩素化合物が検出されなかったことから、過去に有機塩素系化合物が検出された原因としては、大規模な堰堤工事用の型枠用剥離剤が大雨により流出したものと考えられます。</p> <p>安定型処分場で処分できない産業廃棄物が持ち込まれないように、搬入者 (運転手) 立会いのもと、事前に入手した情報 (種類や発生工程及び場所等) やマニフェスト等を用いて搬入廃棄物の確認を行います。</p> <p>具体的には、「第 2 章 2.3 事業の内容」に記載していません。</p>

(2) 跡地の適正管理

表 5-2-3 市長意見と事業者見解【事業計画に関する事項】

市長意見	事業者見解
跡地の自然回復及び管理の計画を、あらかじめ地域住民の意見を聞くなど十分な検討を行ったうえで策定し、その内容を公表すること。	跡地の自然回復及び管理の計画については、地域住民の理解と協力等を得ながら、山林に修復し、その内容を公表します。山林に修復する時は、できる限り元の山林に戻すように、増設する区域の表土を埋立済場所に保管して置き、再利用します。

5.2.3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等についての「市長意見」と「事業者見解」は、表 5-2-4～表 5-2-8 に示すとおりである。

(1) 大気環境

表 5-2-4 市長意見と事業者見解【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等】

市長意見	事業者見解
大気質の調査については、季節により風向の変化等が考えられることから、冬季以外の調査の実施についても検討すること。	計画地周辺の気象データがないので、大気質については、年 4 回調査を実施しました。なお、風向・風速については、年間調査を実施しました。 具体的には、「第 7 章 7.1 大気質」に記載しています。
資材及び廃棄物の運搬車両の走行に伴う騒音、振動については、搬入道路に最も近接する民家への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。その際、国道 54 号の通過車両による騒音との複合的な影響についても検討すること。	国道 54 号に近い民家前でも騒音、振動の調査を行い、予測・評価しました。 具体的には、「第 7 章 7.2 騒音」に記載しています。

(2) 水環境

表 5-2-5 市長意見と事業者見解【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等】

市長意見	事業者見解
<p>既設の観測井戸の水質調査で産業廃棄物の埋め立て以前から鉛、ヒ素等の重金属類が検出されている。そのため、拡張予定地における地下水の水質等の状況を把握するための地質調査、地下水調査（水質、水位）等を実施し、既存の最終処分場を含めた事業全体が地下水の水質等に与える影響について予測、評価を行い、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>土壌汚染の調査を2地点（埋立済場所及び今から埋立てする場所）観測井戸の3地点（NO.1、NO.4及びNO.5地点）及び放流槽（浸透水）の水質調査（鉛、砒素及びジクロロメタン）、既存の地質調査、水位観測を追加しました。（土壌汚染調査：年1回、水質調査：年4回、水位観測：年間連続）その結果を基に、地下水の予測・評価を行いました。</p> <p>具体的には、「第7章 7.6 地下水汚染」及び「第7章 7.7 水象」に記載しています。</p>
<p>浸透水及び地下水の水質について詳細な事後調査を行うこと。</p> <p>なお、この調査については、前述のとおり、これまで鉛及びヒ素が検出されていること並びに過去に有機塩素系化合物が検出された経緯もあることから、地下水等検査項目の検査結果等に異常が認められた場合に、その原因を特定することができるような調査の方法について検討すること。</p> <p>また、事後調査の結果、鉛、ヒ素等が従前にも増して検出されるなど環境への影響が認められた場合の対応策についてあらかじめ検討し、その内容を準備書に記載すること。</p>	<p>浸透水及び地下水については詳細な事後調査を実施します。一方、現況調査は当該処分場が稼動中であることを考慮して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸透水・地下水の地下水等検査項目の調査（年1回） ・観測井戸の3地点（NO.1、NO.4及びNO.5地点）及び放流槽（浸透水）の水質（鉛、砒素及びジクロロメタン）の調査（4回/年） ・埋立処分地内の層別（GL-4.0m、-10m、-20.0m）の土壌調査を実施しました。 <p>なお、地下水等検査項目の検査結果に異常がみられた場合は、原因を追求するとともに適切な措置を講じます。</p> <p>具体的には「第2章 2.3 事業の内容」及び「第7章 7.6 地下水汚染、7.8 土壌汚染」及び「第9章 事後調査計画」に記載しています。</p>
<p>地下水、湧水を環境影響評価の項目として選定しているが、調査、予測及び評価の具体的な手法について記載されていないので明らかにすること。</p>	<p>観測井戸の3地点（NO.1、NO.4及びNO.5地点）において、年間連続で水位観測を行い、造成等の施工による一時的な地下水等の水量への影響について予測・評価を行いました。</p> <p>具体的には、「第7章 7.7 水象」に記載しています。</p>

(3) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

表 5-2-6 市長意見と事業者見解【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等】

市長意見	事業者見解
<p>動植物の調査範囲として設定している既存の最終処分場は、既に裸地化しており、動植物への環境を予測、評価するための調査場所として適切ではないので、必要に応じて、調査範囲を周辺の区域に拡げること。</p> <p>また、事業の行われていない状況を比較対照するため、近隣の自然条件が類似する場所の動植物を調査することについて検討すること。</p>	<p>当該処分場の埋立てする区域は既に裸地化しているため、調査範囲を事業計画地から周囲に概ね 500m 拡げて、事業計画地内及びその周辺（対象地域）に分けて、動植物の調査を実施しました。</p> <p>具体的には、「第 7 章 7.9 動物、7.10 植物」に記載しています。</p>
<p>事業実施後の跡地における植生回復に資するため、事業予定地及び周辺の植生について十分な調査を行うこと。また、その際には、維管束植物だけでなく、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類についても対象に含めること。</p>	<p>現地調査及び航空写真等を基に、植生群落及び植生区分図を作成しました。</p> <p>その際には、維管束植物だけでなく、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類について調査を行いました。</p> <p>具体的には、「第 7 章 7.10 植物」に記載しています。</p>

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保

表 5-2-7 市長意見と事業者見解【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等】

市長意見	事業者見解
<p>地域住民等が事業予定地及び周辺をどのように利用しているかについて、聞き取りや現地踏査などによりその実態を調査し、利用実態に応じて、人と自然の触れ合い活動の場に対する影響を予測、評価すること。</p>	<p>地域住民等が事業予定地及び周辺をどのように利用しているかについて、聞き取りや現地踏査を行った結果、山林等の利用はなく、図 3-1-2 の事業計画地の周囲状況に示す上倉集会所で、月に 2 回、オセロや将棋を行っている程度でした。（以前は、ゲートボール等を行っていましたが、高齢化のため、現在では行っていません。）このことから、今回の増設事業により、人と自然の触れ合い活動の場に対する影響はないと考えられるため、予測・評価は行いません。</p>

(5) 準備書への記載事項

表 5-2-8 市長意見と事業者見解【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等】

市長意見	事業者見解
<p>準備書を作成する際には、単に予測の結果を記載するだけでなく、予測の際に設定した環境影響の発生源のデータについても記載すること。</p>	<p>準備書を作成した際には、単に予測の結果を記載するだけでなく、予測の際に設定した環境影響の発生源のデータについても記載しています。</p>